

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No285号 2013.06.05

発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局

連絡先:航空労組連絡会事務局

〒144-0043 大田区羽田5-11-4

フェニックスビル内

TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819

<http://www.jalkaiikotekkai.co>

5月31日 客室乗務員 第3回控訴審報告

二重三重の不当労働行為による解雇! 4名の証人採用決定 次回9月12日

5月31日、客室乗務員裁判の第3回口頭弁論が東京高裁101号法廷で行われました。裁判への関心は高く、裁判所前での宣伝行動に235名が参加し裁判の行方を見守りました。今回は裁判官が1名交代したため、弁論更新にあたり上条弁護士が意見陳述を行いました。また、5名申請した証人の内、4名が採用され、証人尋問は9月12日に決定しました。



【写真】整列し入廷する客室乗務員原告団の皆さん

弁論更新で上条弁護士が意見陳述

今回、裁判官1名が交代したため、法廷では、弁論更新にあたり、上条弁護士が意見陳述を行いました。(詳細は次号にて)陳述では、解雇に至る経緯を整理し、ものを言うCCU(キャビンクルーユニオン)を排除する不当労働行為であったと強調しました。

多くの傍聴者から、この解雇の本質が改めてよく分かったという声が聴かれました。

41席の傍聴券を求めて、
187名の方々が抽選会場に並びました。

4名の証人尋問が決定

意見陳述の後、裁判長は、4名の証人の採用(申請は5名)と、次回期日を9月12日に対することを決定しました。会社側は証人を立てないため、証人尋問後の口頭弁論(次々会)にて結審となる予定です。

次回は9月12日(木)10:00~16:30 101号法廷

